○総務省訓令第48号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年8月8日

総務大臣 村上誠一郎

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

	(下水的为1895年的为7
改正後	改 正 前
別表3 (第8章関係) 識別信号の指定基準	別表3 (第8章関係) 識別信号の指定基準
表1 地方委任局の無線局の識別信号の指定基準	表 1 [同左]
[1~7 略]	[1~7 同左]
8 陸上移動業務の局	8 [同左]
(1) (2)から(6)まで以外のもの	(1) デジタルMCA陸上移動通信、高度MCA陸上移動通信及び高度
	道路交通システム用通信を行う無線局以外のもの
[表略]	[表同左]
[(2)~(4) 略]	[(2)~(4) 同左]
⑤ 地域広帯域移動無線アクセスシステム又は自営等広帯域移	[新設]
動無線アクセスシステムの基地局(上空を移動範囲に含む陸	
上移動局を通信の相手方とするものに限る。)	
申請者 呼出符号 呼出名称	
申請者の名称又は略称、設置場所	
の地名(必要があると認められる場	
合に限る。)及び「じょうくう」の文	
字の次に1から始まる一連の数字(	
一連の数字は、設置場所の地名及び	
基地局名が同一のものごとに付すこ	
ととする。ただし、2局目以降を設	
置する予定がない場合は省略するこ	
とができる。)を順次付したもの。	

(6) ローカル 5 G の基地局 (海域に設置するもの及び上空を移動節用に含む陸上移動局を通信の相手方とするものに限る。)

動範囲に含む陸上移動局を通信の相手方とするものに限る。)			
申請者	呼出符号	<u>呼出名称</u>	
		1 海域に設置するもの(上空を移	
		動範囲に含む陸上移動局を通信の	
		相手方とするものを除く。)	
		申請者の名称又は略称、設置場	
		所の地名(必要があると認められ	
		る場合に限る。) 及び「かいいき」	
		の文字の次に1から始まる一連の	
		数字(一連の数字は、設置場所の	
		地名及び基地局名が同一のものご	
		とに付すこととする。ただし、2	
		局目以降を設置する予定がない場合による	
		合は省略することができる。)を順	
		次付したもの。	
		2 上空を移動範囲に含む陸上移動	
		局を通信の相手方とするもの(海 域に設置するものを除く。)	
		<u>戦に設置するものを除る。)</u> 申請者の名称又は略称、設置場	
		所の地名(必要があると認められ	
		る場合に限る。)及び「じょうくう	
		」の文字の次に1から始まる一連	
		の数字(一連の数字は、設置場所	
		の地名及び基地局名が同一のもの	
		ごとに付すこととする。ただし、	
		2 局目以降を設置する予定がない	
		場合は省略することができる。)を	
		順次付したもの。_	
		3 海域に設置するもの(上空を移	
		動範囲に含む陸上移動局を通信の	
		相手方とするものに限る。)	
		申請者の名称又は略称、設置場	
		<u>所の地名(必要があると認められ</u>	

[新設]

る場合に限る。)及び「かいいきじょうくう」の文字の次に1から始まる一連の数字(一連の数字は、設置場所の地名及び基地局名が同一のものごとに付すこととする。ただし、2局目以降を設置する予定がない場合は省略することができる。)を順次付したもの。

「9∼24 略〕

[表 2 略]

別紙2 (第5条関係) 無線局の目的別審査基準

[第1 略]

第2 陸上関係

[1~3 略]

4 その他

「(1)~(15) 略]

(16) ローカル5Gの無線局

「ア 略]

イ 電気通信業務用

[(ア)~(キ) 略]

(ク) 他の無線局との干渉調整等

次に掲げる他の無線局との干渉調整等その他必要な事項について、整理された資料が添付されていること。

- A 他の免許人所属のローカル5Gの無線局
- (A) [略]
- (B) 海域以外において自己土地利用をする場合にあっては、登記事項証明書(当該土地又は建物において、所有権等を有する者からの依頼によりローカル5 Gに係るシステムの構築等を行う者にあっては依頼状等その証拠書類を含む。)によってその事実が明らかであること。ただし、以下のような一定の条件下においては、この限りではない。

[a·b 略]

c 現に当該土地又は建物の登記がなされておらず

「9~24 同左〕

[表2 同左]

別紙2 (第5条関係) 無線局の目的別審査基準

「第1 同左]

第2 [同左]

[1~3 同左]

4 [同左]

[(1)~(15) 同左]

(16) 「同左〕

[ア 同左]

イ [同左]

[(ア)~(キ) 同左]

(ク) [同左]

[同左]

## A [同左]

- (A) [同左]
- (B) 海域以外において自己土地利用をする場合にあっては、登記事項証明書(当該土地又は建物において、所有権等を有する者からの依頼によりローカル5 Gに係るシステムの構築等を行う者にあっては依頼状等その証拠書類を含む。)によってその事実が明らかであること。ただし、以下のような一定の条件下においては、この限りではない。

[a・b 同左]

「新設]

<u>、かつ当該建物が災害救助法(昭和22年法律第</u> 118号)に基づき被災者に供与される応急仮設住 宅(民間賃貸住宅を借上げて供与する賃貸型応急 住宅(みなし仮設住宅)を除く。)である場合

- (C) 「略]
- (D) 応急仮設住宅(民間賃貸住宅を借上げて供与する 賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)を除く。)において自己土地利用をする場合にあっては、以下の書類により、土地又は建物の登記がなされておらず、 災害救助法に基づき被災者に当該応急仮設住宅を供与する者又は当該応急仮設住宅に居住する被災者からの依頼によりローカル5Gに係るシステムの構築等を行うことが明らかであること。
  - <u>a</u> 当該建物が応急仮設住宅である旨を示す証拠書 類
  - b 当該応急仮設住宅を供与する者又は当該応急仮 設住宅に居住する被災者からの依頼によりローカ ル5Gに係るシステムを構築することを明らかに する依頼状等その証拠書類

(E) ~ (H) 「略]

(I) 申請に係る基地局及び陸上移動中継局の他者土地 (共同利用区域内の他者土地を除く。以下この(I)及 び(J)において同じ。)に係るカバーエリアが、他の免 許人所属のローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局 の調整対象区域と重複していないこと。ただし、当該 申請に係る基地局及び陸上移動中継局の他者土地に係 るカバーエリアにおける申請者の業務の遂行上、有害 な混信がないことが明らかにされている場合は、この 限りでない。

(J)〜(Q) [略] [B・C 略] [(ケ)〜(サ) 略] [ウ 略] 「別表(16)-1 略] (C) [同左] 「新設]

<u>(D)</u>~<u>(G)</u> [同左]

(世) 申請に係る基地局及び陸上移動中継局の他者土地 (共同利用区域内の他者土地を除く。以下この(<u>G</u>)及び(<u>H</u>)において同じ。)に係るカバーエリアが、他の 免許人所属のローカル 5 Gの基地局及び陸上移動中 継局の調整対象区域と重複していないこと。ただし 、当該申請に係る基地局及び陸上移動中継局の他者 土地に係るカバーエリアにおける申請者の業務の遂 行上、有害な混信がないことが明らかにされている 場合は、この限りでない。

(<u>I</u>)~(<u>P</u>) [同左] [B・C 同左] [(ケ)~(サ) 同左] [ウ 同左] [別表(16) -1 同左]

[別表(16)-2 略]	[別表(16)-2 同左]
[別表(16)-3 略]	[別表(16)-3 同左]
[別表(16)-4 略]	[別表(16)-4 同左]
[(17)~(18) 略]	[(17)~(18) 同左]
[第3~第5 略]	[第3~第5 同左]

附則

この訓令は、令和7年8月8日から施行する。